
展望論文

公的年金のソルベンシー基準と 「最適」な積立水準に関する考察

清水信広*

2005年9月14日投稿

2006年2月28日受理

概要

公的年金の財政運営は、2004年改正で有限均衡方式に移行したが、その背景には、公的資金の国民経済における循環の問題があった。積立水準の在り方は、積立金運用の基本的な在り方を抜きにしては論じられない。有限均衡方式の長期的な安定性に関しては、財政均衡期間終了直前の「年金制度のプライマリー・バランス」が重要な指標になる。概ね100年という財政均衡期間は、慎重の観点から評価されるが、今後は、人口推計の正式な推計期間をこれに対応したものとすることが望まれる。支出1年分という積立水準は、危険準備金の水準としては、財源構造を考慮すると厚生年金と国民年金では違いがある。賦課方式は人的資本への投資と考えることができるため、部分積立方式は、分散投資の観点に照らし、完全な賦課方式や完全な積立方式より優れている。年金財政を巡る世界的な潮流は、積立方式・民営化ではなく、制度全体として積立方式と賦課方式の最適な組み合わせを追求する方向に収斂しつつある。

キーワード：有限均衡方式、年金制度のプライマリー・バランス、スケールド・プレミアム方式、人的資本への投資、フィンランド方式

1 はじめに

本稿では、まず第1に2004年年金改正で採用された有限均衡方式の内容を確認し、議論の経緯を振り返って、有限均衡方式が導入された政治的背景を分析する。その上で、有限均衡方式の基本的な論

点を整理し、「年金制度のプライマリー・バランス」について考察する(第2章)。第2に、米国の社会保障年金(OASDI)の有限均衡方式との相違に着目しながら、第2章で整理した有限均衡方式の基本的な論点のうち、財政均衡期間の長さや危険準備金としての積立金の水準の在り方を考察する。また、OASDIで採用されているソルベンシー基準を紹介し、わが国の財源構造を踏まえて、有限均衡方式の下での公的年金のソルベンシー基準の在り方を考

*年金資金運用基金 〒100-8985 千代田区霞が関1-4-1
日土地ビル email: n-shimizu@gpif.go.jp